

くみあいニュース No. 110

2014. 11. 21 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

— 本学の給与改正案が出ました —

11月20日に労使協議が行われ法人より本学の給与改正案が提示されました。すでに「くみあいニュース」前号（11月13日発行）にその概要を示しました、「人事院勧告に従った国家公務員の給与改正」と同等の内容ということで、資料に従って1時間ほどの説明がありました。配付された資料（1～6）を添付します。ニュース前号の要点のみ再掲すると、

- ① 民間給与との較差に基づく俸給表の改定（平均で0.27%の引き上げ）
- ② 俸給制度の総合的見直し（俸給表水準を2～4%引き下げ）

となり、①は平成26年4月1日にさかのぼっての改正で、②は平成27年4月1日から施行です。職種（一般職、教育職）、号給に対応する俸給表は資料1（No.2～No.32）として提示されましたが、国家公務員の俸給表と同じということです。

前回の労使協議で作成を依頼していた、「標準的な号俸における年収シミュレーション」（教員および職員）も添付します（参考資料1）。表中の区分2と4（教員ではB教授、B准教授）は現在55歳以上の教職員です。いずれの号給であっても、平成26年度は年収が上がります。平成27年度は、そのままだと下がりますが、現給保障のため、平成26年度の年収（現給）が維持されます（平成29年度まで継続）。平成30年度には現給保障はなくなりますが、55歳以下の教職員は定期昇給が現給に追いついて、結果、年収は上がっています。55歳以上では定期昇給がないため、平成30年度には年収が現給より下がります。

俸給表の改正に応じて、「勤勉手当支給細則」（資料2）、「特定再雇用職員就業規則」（資料4）、「期間雇用非常勤職員就業規則」（資料5）、「退職手当規則」の調整額の部分、の改正案も示されています。また、年俸制適用職員は基本的には人事院勧告の対象ではないということですが、法人の裁量で改正もあり得るとのことでした。今回は、成績区分に応じた成績率が改正されます（資料3）。自動車利用者の通勤手当も改正されます（資料1のNo.1～2）

11月26（水）に代議員会を予定しています。非常に限られた時間ですが、皆様のご意見を代議員、執行委員にお寄せください。